

5. 港湾機能の回復目標

(1) 港湾機能の回復目標

1) 緊急物資輸送

台風通過後、海上からの緊急物資の供給を早期に開始するための回復目標を表 5-1 に示す。

復旧の優先順位は、岸壁及び輸送ルート等の被災状況を踏まえ、総合的に判断して決定し、最低限度の範囲で応急復旧する。

表 5-1 緊急物資輸送の回復目標

発災後、3 日間以内	・最低限度(少なくとも1バース以上)の範囲で耐震岸壁等の応急復旧を行い、輸送ルートを確保する。
発災後、3 日間以降	・耐震岸壁等の応急復旧・輸送ルートの拡充
耐震岸壁 (6バース)	①鶴浜岸壁(1バース) ②南港 A1,A2,A3 岸壁(3バース) ③安治川第1号岸壁(1バース) ④北港岸壁(1バース)

◆大阪港内における耐震岸壁等の位置図は図 5-1 (11 頁) 参照

2) 国際コンテナ貨物輸送(幹線貨物輸送)

台風通過後、国際コンテナ貨物輸送を早期に開始するための回復目標を表 5-2 に示す。

表 5-2 国際コンテナ貨物輸送の回復目標

発災後、3日間以内	・国際コンテナターミナル(耐震岸壁・一般岸壁)の応急復旧・輸送ルートの確保
国際コンテナターミナル (耐震岸壁)	(1) 夢洲 C10,C11,C12 岸壁(3 バース)
国際コンテナターミナル (一般岸壁)	(2) 南港 C1,C2,C3,C4 岸壁(4 バース) (3) 南港 C8,C9 岸壁(2 バース) (4) 国際フェリー岸壁(2 バース) (5) 南港 C6,C7 岸壁(2 バース)

◆大阪港内における耐震岸壁等の位置図は図 5-1 (11 頁) 参照

3) 内貿ユニットロード貨物輸送

台風通過後、内貿ユニットロード貨物輸送を開始するための回復目標を表 5-3 に示す。

表 5-3 内貿ユニットロードの回復目標

発災後、3日間以内	・最低限度(少なくとも1バース以上)の範囲で応急復旧を行い、輸送ルートを確保する。
内貿ユニットロードターミナル (10バース)	内航フェリー埠頭 (1)R3,R4,R5(3バース) (2)F1,F3,F4(3バース) RORO 船 埠 頭 (3)A7(1バース) (4)F7,F8(2バース) コンテナ 船 埠 頭 (5)E6(1バース)

◆内貿ユニットロード岸壁の位置図は図 5-2(12 頁) 参照

4) クルーズ客船事業

台風通過後、クルーズ客船の運航を開始するための回復目標を表 5-4 に示す。

表 5-4 クルーズ客船の運航の回復目標

発災後、3日間以内	・クルーズターミナルの応急復旧を行い、運航ルートを確保する。
クルーズターミナル	天保山岸壁(1バース)

◆クルーズターミナルの位置図は図 5-2(12 頁) 参照

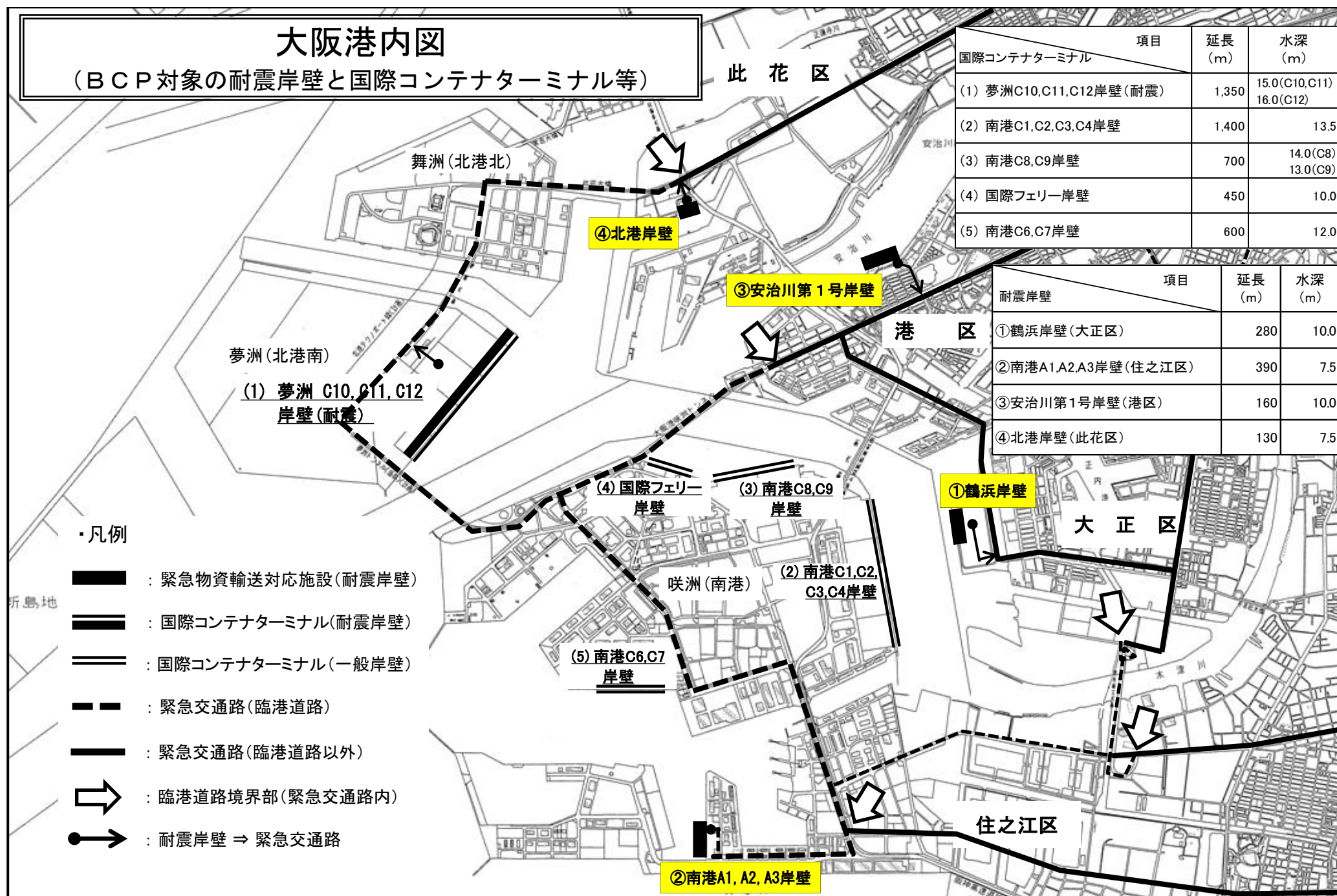


図 5-1 BCP対象の耐震岸壁等位置図

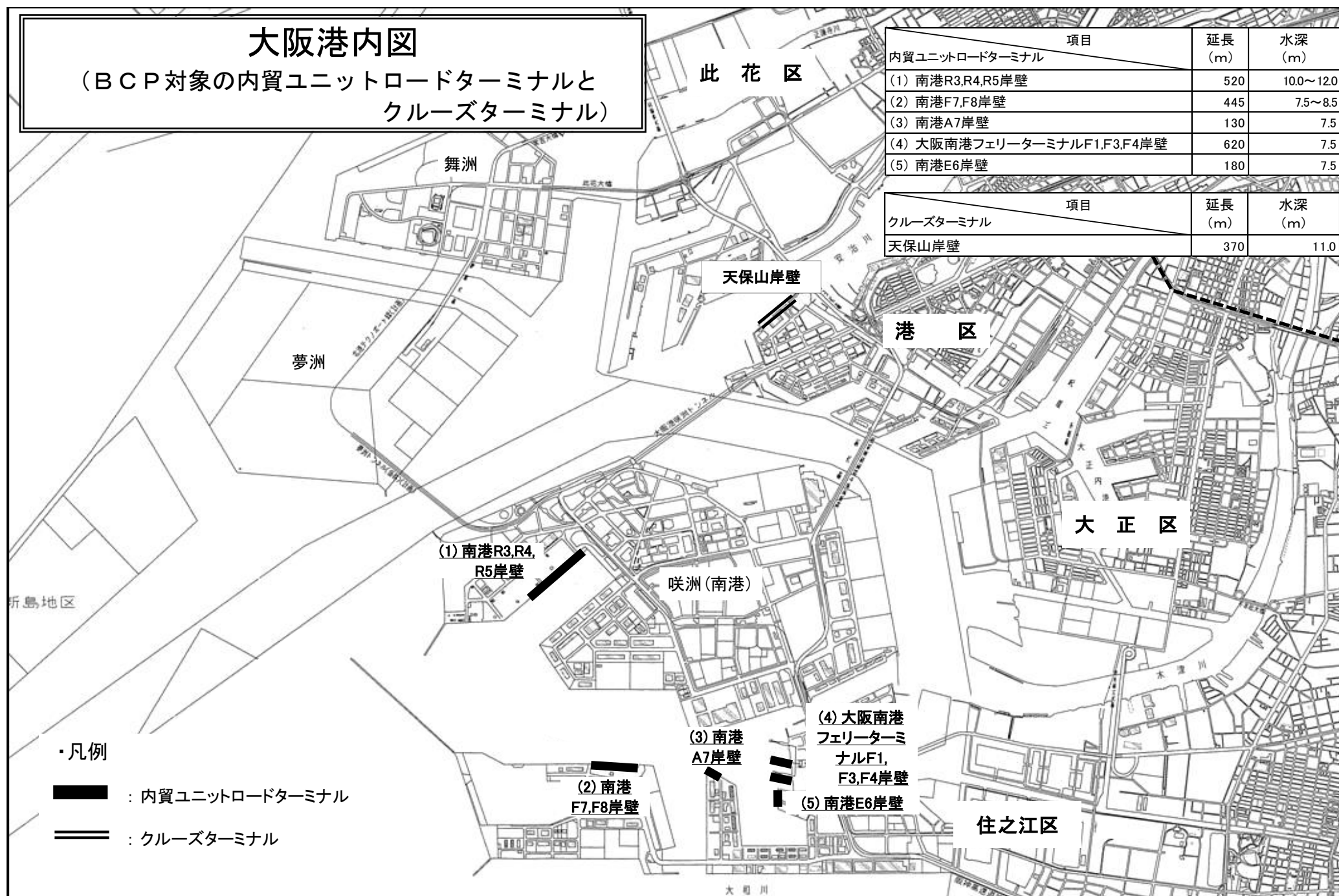


図 5-2 BCP対象の内貿ユニットロード・クルーズターミナル位置図

大阪港内図（啓開が必要な水域）

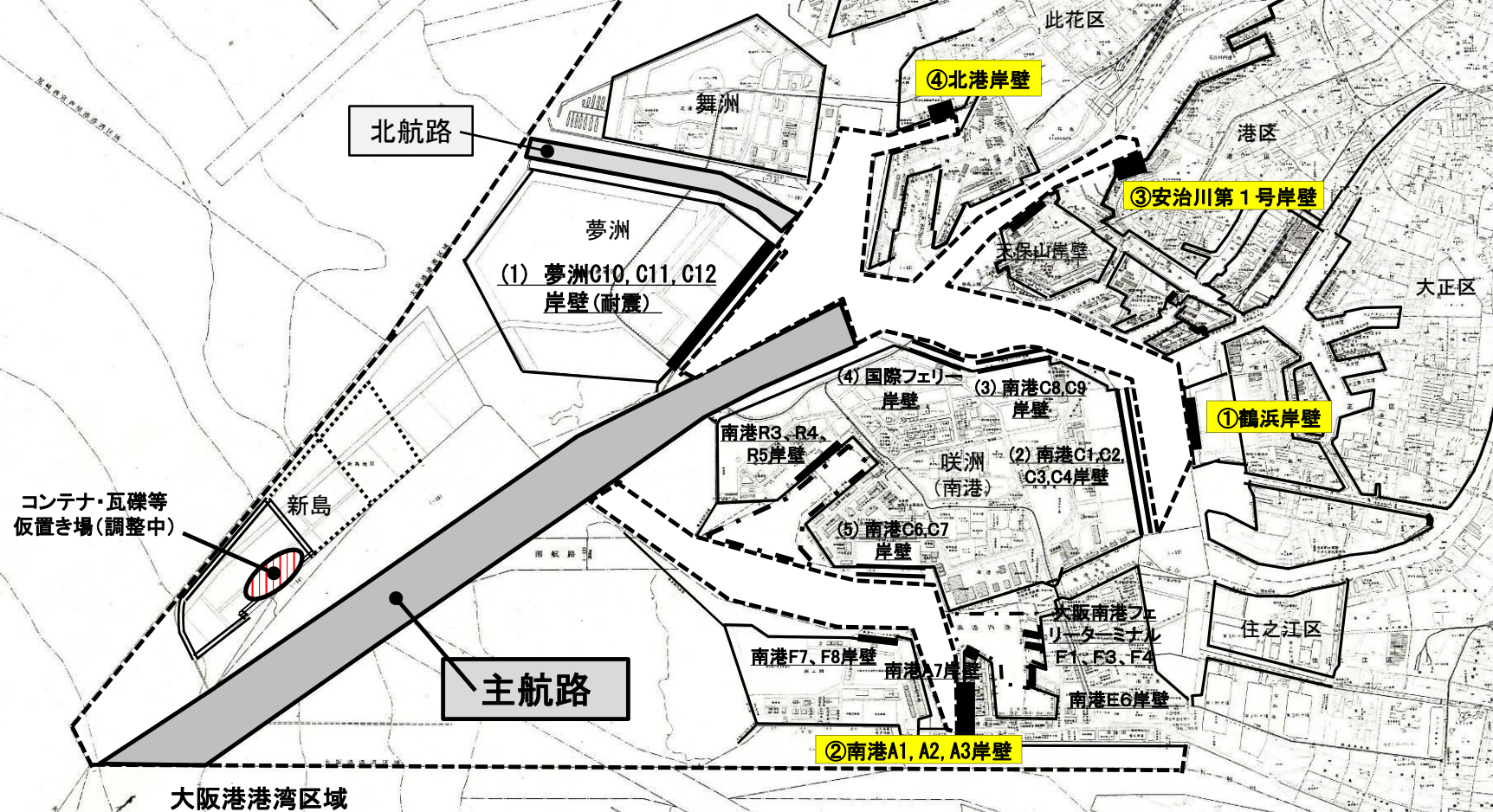


図 5-3 大阪港の航路とBCP対象岸壁の位置関係図

※車両・船舶等の仮置き場については、別途調整。

6. 被災後の対処行動

(1) 台風通過後の対応

1) 各構成員の対応

大阪市内において、高潮警報又は暴風警報、波浪警報が発表された台風が来襲した場合、協議会の構成員は、それぞれの組織において、職員等の安否確認、通信手段の確保、被害状況の確認を行う。

また、協議会の構成員は、警報の解除後に職員等の安否や被害状況等について、緊急連絡網に従い、使用可能な通信手段を用いて、協議会事務局へ報告する。

○安否確認

協議会構成員は、各自の組織において、職員等の安否確認を行う。

○通信手段の確保

協議会構成員は、各自の組織において、通信等設備の確保に努める。なお、外部との通信が途絶した場合は、近隣の設備を一時利用するなど必要な措置を講じる。

○被害状況の確認

協議会構成員は、各自の施設やその周辺における被害の状況を、職員の安全確保に支障のない範囲で把握し、二次災害の防止に努める。

2) 協議会事務局の対応

○情報集約及び共有

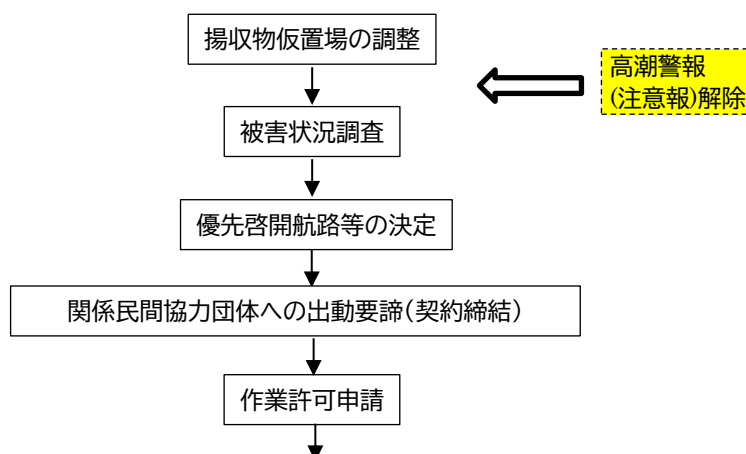
協議会事務局は、各構成員等から得た情報を集約し、共有のため各構成員に発信する。

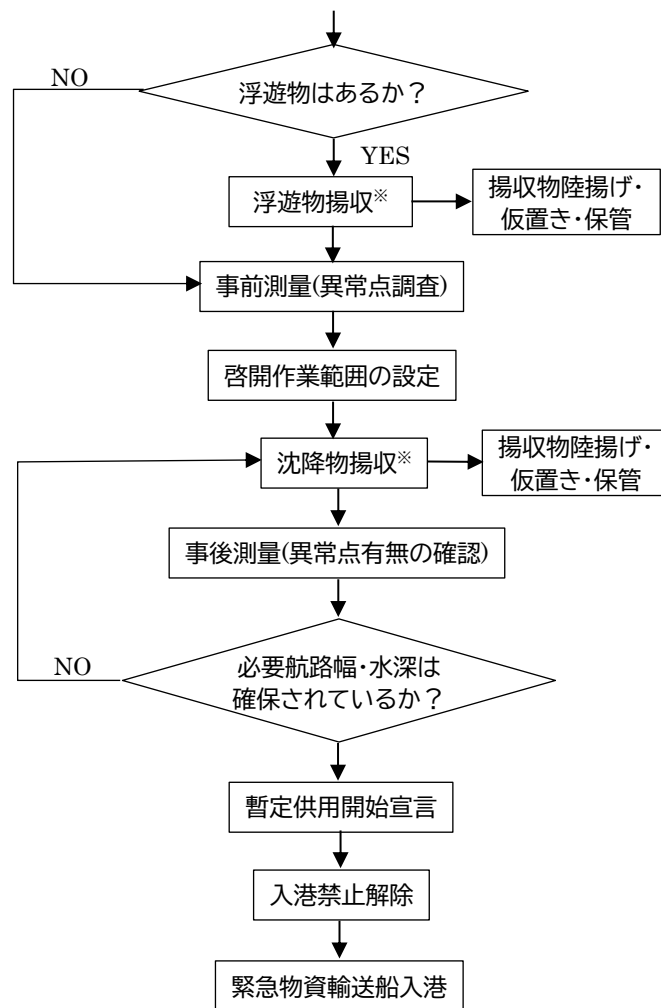
○施設の被災状況の点検等の協力要請

協議会事務局は、航路・泊地・防波堤・港湾施設の点検等について、包括協定に定める関係民間団体に協力を要請する。

(2) 応急復旧

発災後の航路啓開作業の手順を下記に示す。





※浮遊物及び沈降物揚収にあたっては、下記の点に留意する。

①揚収時

- 1、海上に流出した被災コンテナ等が、緊急物資輸送船等の早期入港のための復旧ルート上にあり、時間的猶予が無い場合は、航路・泊地啓開のため、港湾管理者(大阪港湾局)が揚収し、仮置き場に集積。
- 2、指定保税地域から流出、沈降した外貿コンテナ等(外国貨物)を揚収し保税地域外に仮置きする場合、港湾管理者が大阪税関に「他所蔵置許可」を申請。

②処分時

- 1、所有者が引き取る可能性がある被災コンテナ等は、港湾管理者が適切に保管する。
- 2、所有者不明の揚収物は、港湾管理者が処分。

(3) 対応計画

1) 緊急物資輸送

台風通過後の対応が概ね終了した後、迅速な緊急物資輸送に移行できるよう、緊急物資輸送の手順は、表6-1(17 頁)を基本として協議会で調整し、構成員間で連携を図りながら実施する。

ただし、耐震岸壁及び一般岸壁の被災が甚大で早期の応急復旧が難しい場合、代替策として「堺泉北港」の利用にむけて調整を図る。

2) 国際コンテナ貨物輸送(幹線貨物輸送)

緊急物資輸送完了後、迅速な国際コンテナ貨物輸送に移行できるよう、国際コンテナ貨物輸送の手順は、表6-2(18 頁)を基本として協議会で調整し、構成員間で連携を図りながら実施する。

ただし、耐震岸壁及び一般岸壁の被災が甚大で早期の応急復旧が難しい場合、「スーパー中樞港湾 阪神港における大規模災害時の港湾施設の相互利用に関する協定(H18.5.25 締結)」に基づき、代替策として「神戸港」の利用にむけて、近畿地方整備局及び神戸市との調整を図る。

3) 内貿ユニットロード貨物輸送

国際コンテナ貨物輸送完了後、迅速な内貿ユニットロード貨物輸送に移行できるよう、内貿ユニットロード貨物輸送の手順は、表6-3(19 頁)を基本として協議会で調整し、構成員間で連携を図りながら実施する。

4) クルーズ客船事業

内貿ユニットロード貨物輸送完了後、迅速なクルーズ客船事業に移行できるよう、クルーズ客船事業の手順は、表6-4(20 頁)を基本として協議会で調整し、構成員間で連携を図りながら実施する。